

FT-施要-第 19002A 号

2024 年 9 月 5 日

遮音壁(中空間仕切壁等)建て込みボックス用

「ヒートメル-ボックス不燃遮音キット」

施工要領書

株式会社古河テクノマテリアル

1. 製品概要

本製品は、遮音壁(中空間仕切遮音壁等)に建て込まれているスイッチボックスまたはアウトレットボックス等の遮音を行うための製品です。

2. 不燃認定

本製品は、建築基準法施行令第 108 条の 2(不燃材料)に規定の性能評価を実施し、同法第 2 条第九号に係る基準に適合するものとして、不燃材料の国土交通大臣認定(以下、不燃認定という) NM-4932 を取得しています。

不燃認定番号および付帯条件を表-1、不燃認定構造を図-1 に示します。

表-1 不燃認定番号および付帯条件

不燃認定番号	付帯条件				
	形状	表面の形状	厚さ(mm)	質量(kg/m ²)	基材(下地材)
NM-4932	平板	平滑	3.4(±0.3)	6.4(±0.565)	不燃材料(金属板): 平成 12 年建設省告示第 1400 号 に例示された鉄鋼及び金属板の うち、すでに化粧を施されたもの を除くもの。

(単位:mm)

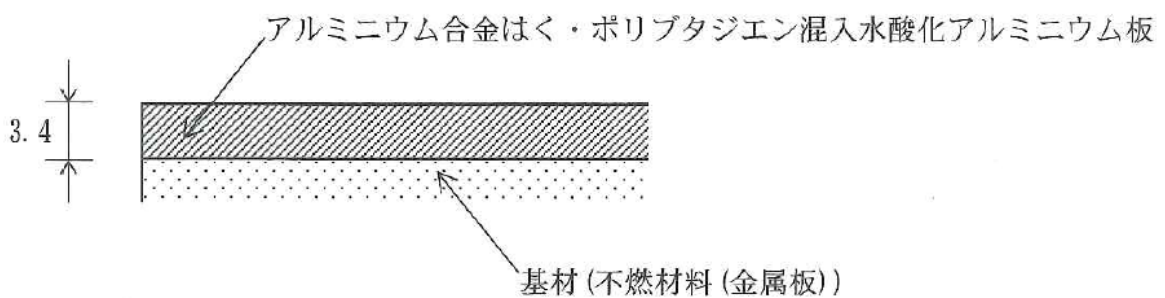


図-1 不燃認定構造

3. 標準施工図

本製品の標準施工図を図-2 に示します。

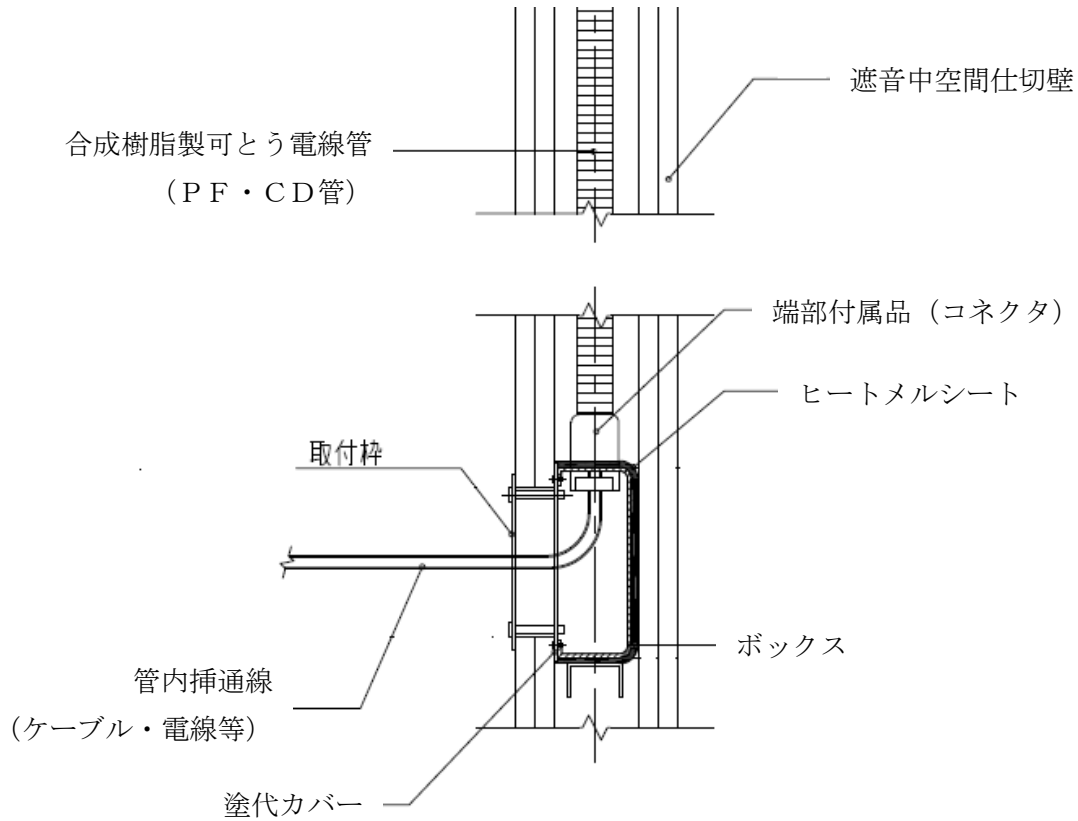


図-2 標準施工図

(※1) 本製品は、「2.不燃認定」に記述の通り、金属板を基材とした不燃材料の不燃認定を取得しております。よって、防火・遮音区画の場合、必ず鋼製ボックス(1.6 mm厚さ以上)を用いて施工を行ってください。尚、不燃認定を必要としない遮音区画の場合、合成樹脂製のボックスを使用することが可能です。

(※2) 本製品の不燃認定(NM-4932)は、防火区画貫通部の防火工法に必要な国土交通大臣認定(PS060WL-●●●●あるいはFL-●●●●等)とは異なります。よって、防火・遮音区画の場合、本製品による遮音処置とは別に、区画貫通部の防火措置向けに国土交通大臣認定を取得した工法で貫通部防火措置を行う必要があります。

4. 品番および構成材料

本製品の品番および構成材料を表-2、各構成材料の仕様を表-3 に示します。

表-2 各品番に対する適合開口径と構成材料

品番	適用ボックスの名称	適用ボックス (mm)	構成材料			
			ヒートメルシート		アルミテープ (枚)	取扱説明書 (枚)
			サイズ (mm)	入り数 (枚)		
N1SB-10	1 個用スイッチボックス	117× 70×44	220×173×約 3	10	10	1
N2SB-10	2 個用スイッチボックス	136×117×44	240×220×約 3	10	10	1
N3SB-10	3 個用スイッチボックス	182×117×44	285×220×約 3	10	10	1
N4SB-10	4 個用スイッチボックス	228×117×54	351×242×約 3	10	10	1
NOB-10	中空四角浅型・深型 アウトレットボックス	102×102×44 102×102×54	220×220×約 3	10	10	1

※不燃認定ラベルは、別途、弊社ホームページ(<https://www.furukawa-ftm.com>)よりご請求ください。

表-3 各構成材料の仕様

名称	仕様	
ヒートメルシート	用途	遮音
	密度	約 1.78 g/cm ³
	形状・寸法	図-3～7
アルミテープ	用途	ヒートメルシート剥がれ防止用
	材質	アルミニウム
	寸法	幅 50mm×長さ 760mm×厚さ 50 μ m(全品番)

5. 施工手順

本製品の施工手順を以下に示します。

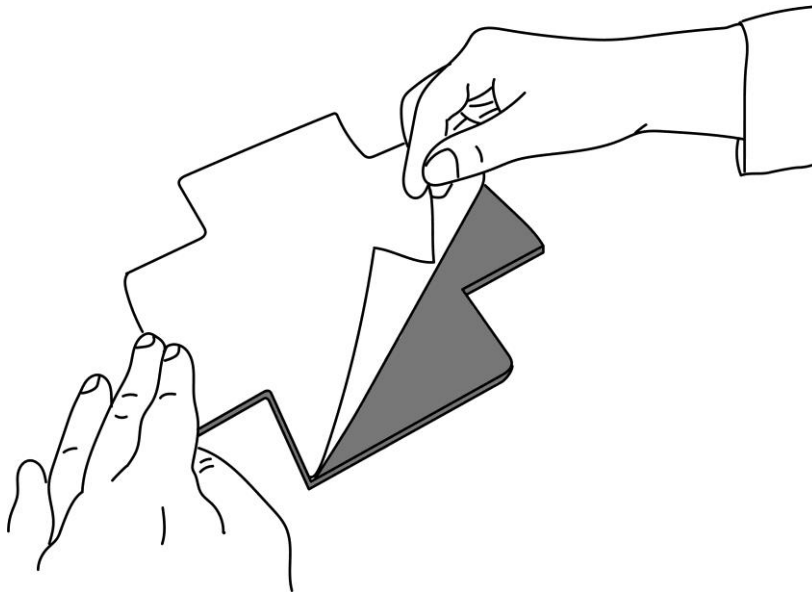
⚠️ 施工上の注意事項

本製品は遮音壁(中空間仕切壁等)に建て込まれるスイッチボックス或いはアウトレットボックスの遮音処置に使用する材料となっております。施工上の注意及び施工手順を遵守してお使いください。

鋼製及び樹脂製ボックス共通

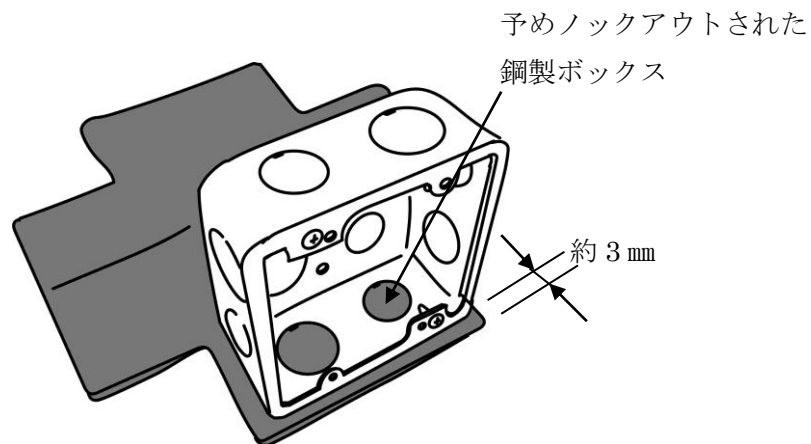
① フィルム剥がし

ヒートメルシートの無地フィルムを剥がします。

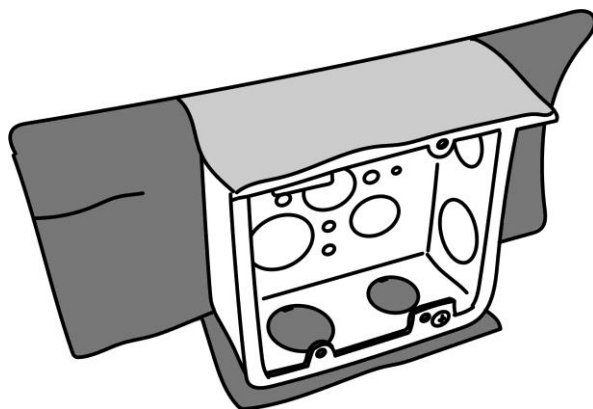


② ボックスへのヒートメルシート貼り付け その1

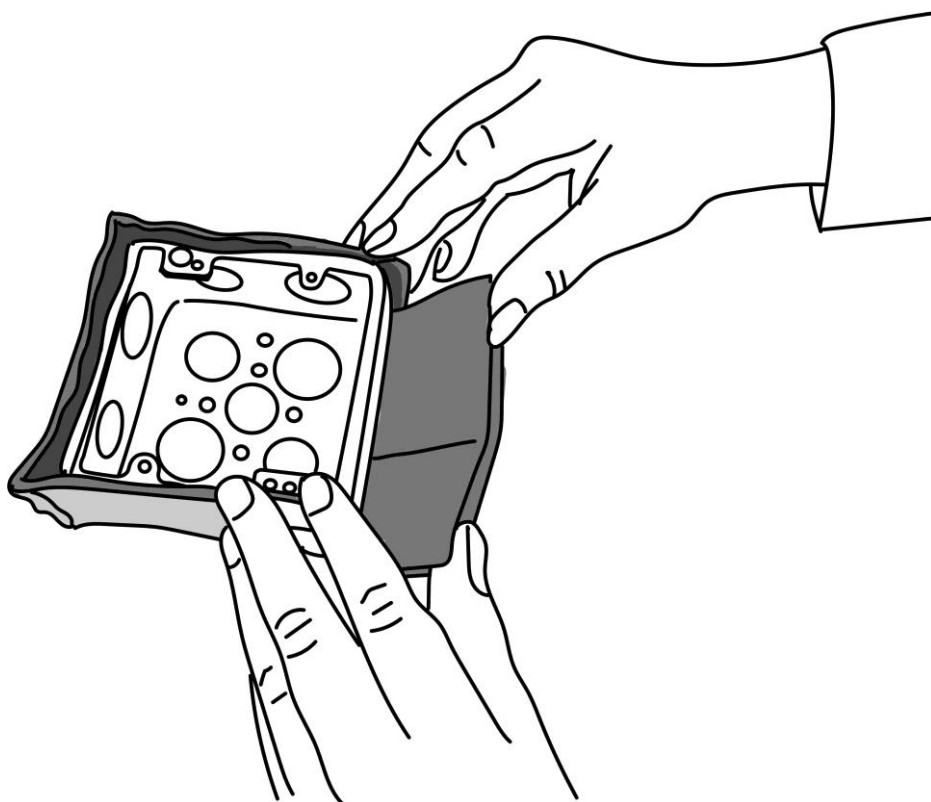
フィルムを剥がした側のシート一边にボックスを置きます。



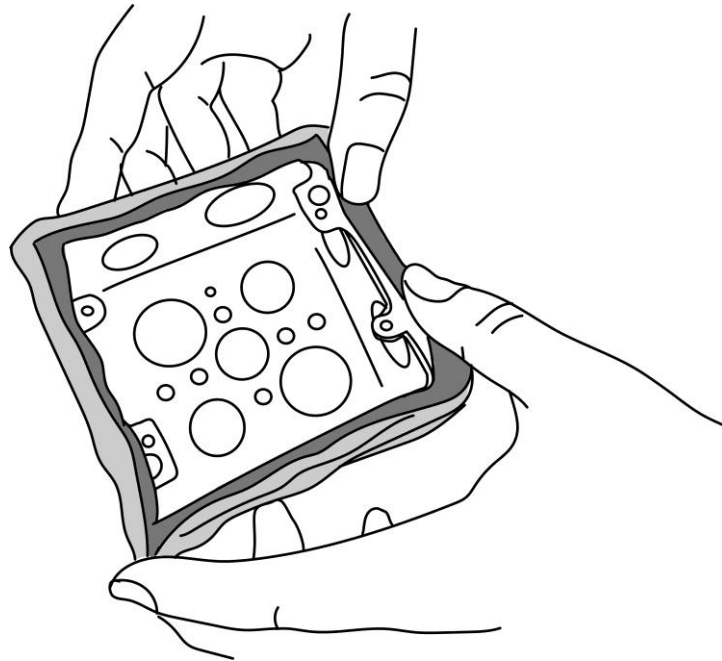
- ③ ボックスへのヒートメルシート貼り付け その2
反対側のシートを被せるようにボックスを覆います。



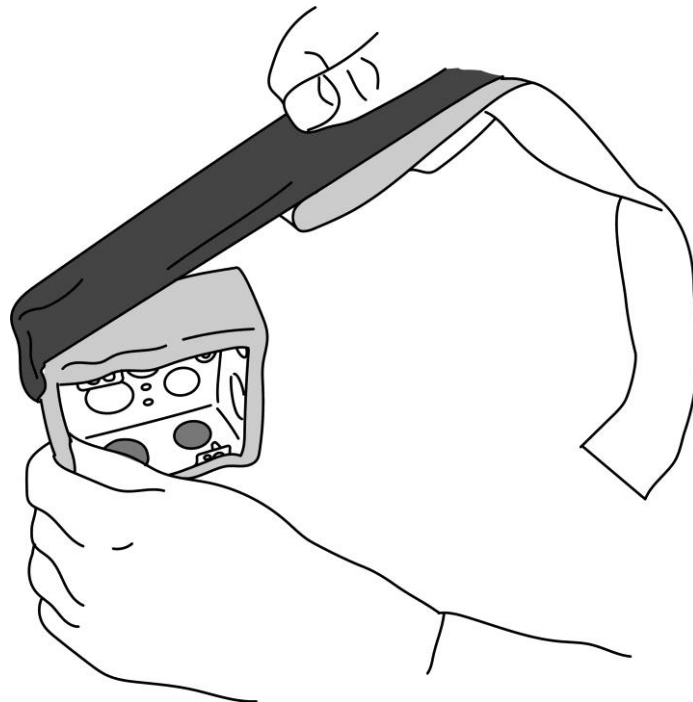
- ④ ボックスへのヒートメルシート貼り付け その3
残りの側面もシートで覆います。



- ⑤ ボックスへのヒートメルシート貼り付け その4
四辺のシートを塗代カバー側へ織り込みます。

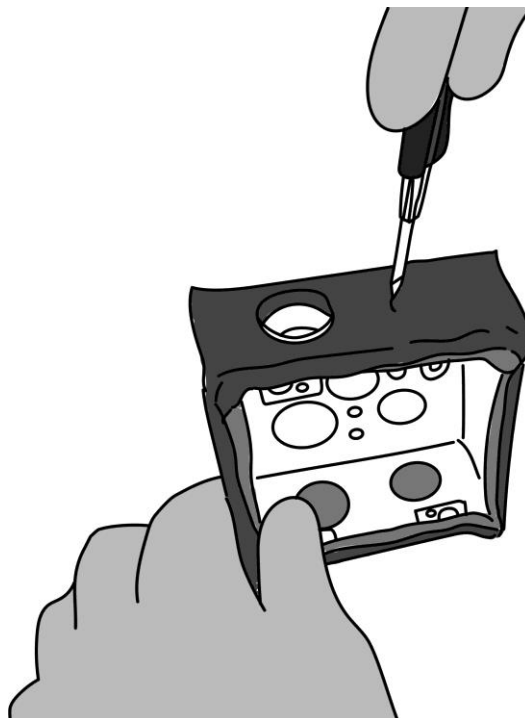


- ⑥ アルミテープによる固定
付属のアルミテープを側面に一周まき付けます。余った分もそのまま巻き付けて頂いて問題ありません。



⑦ ノックアウト部の処理

ノックアウト部をカッター等で切り欠きます。



⑧ ボックス固定

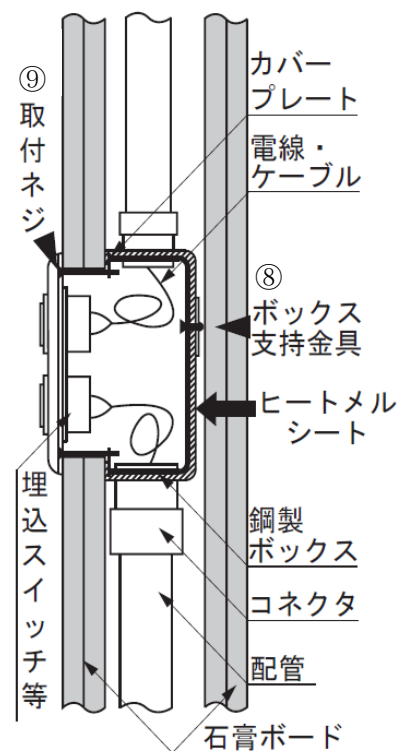
間仕切壁内部へ、施工済みボックスを支持金具
に取付けます。

⑨ 埋込コンセント・スイッチ固定

埋込コンセント・スイッチ等を設置し、取付けネジ
で確実に固定します。

⑩ 不燃認定ラベルの貼り付け(任意)

必要に応じて不燃認定ラベルを貼ります。



6. 注意事項

6.1 施工・取扱い上について



- ・ 本製品は遮音壁(中空間仕切壁等)に建て込まれるスイッチボックス或いはアウトレットボックスの遮音処置に使用する材料となっております。施工上の注意及び施工手順を遵守してお使いください。
- ・ 「2.不燃認定」に記述の通り、金属板を基材とした不燃材料の不燃認定を取得しております。よって、防火・遮音区画の場合、必ず鋼製ボックスを用いて施工を行ってください。尚、不燃認定を必要としない遮音区画の場合、合成樹脂製のボックスを使用することが可能です。
- ・ ボックスの種類、配置及び壁構造・材質等については、現場内にて協議いただくようお願い致します。
- ・ 施工にあたっては、適切な保護具を着用してください。
- ・ 本製品は屋内用です。屋外もしくはそれに準じた環境下でのご使用はお控えください。
- ・ 防火区画貫通部の認定工法と組み合わせて運用する場合、必ずボックスの厚さをご確認ください。
- ・ 直接水のかかるところや、高温多湿の環境下ではご使用しないでください。
- ・ 余ったヒートメルシートは、必ず梱包箱に入れて保管してください。
- ・ ご不明な点などありましたら、弊社までお問合せください。

6.2 廃棄について




- ・ 本製品を廃棄する場合は、弊社発行のSDSをご請求頂き、適切に廃棄してください。








7. 安全に関するご注意

ご使用前に「安全に関するご注意」をよくお読みいただき、正しくお使いください。ここに示した注意事項は、あなたや他の人への危害や損害を未然に防止するためのものです。

 警告	この表示を無視して誤った取扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示しています。
 注意	この表示を無視して誤った取扱いをすると、人が傷害を負う可能性および物的損害のみの発生が想定される内容を示しています。

◆ 図記号の意味は、次のとおりになっています。

	注意 : 気をつける必要があることを表しています。
	禁止 : してはいけないことを表しています。
	指示 : しなければならないことを表しています。

 警告		床開口部の施工後は踏み抜きに注意してください。防火措置部の上に乗ったり重量物を置いたりしないでください。
		子供・幼児の手の届くところに材料部材を置かないでください。
		単心の電力ケーブルが貫通する場合は周囲に鉄系の金具を配置しないでください。
		最大開口面積または直径以下で施工してください。
		ケーブル等の貫通物種類および貫通物占積率は、取扱説明書、認定書に従ってください。
		取扱説明書、認定書に従って施工してください。
	防火措置部は、出来る限り隙間のできないように施工してください。	
	液体状のものを扱う場合は保護メガネを着用してください。	
	繊維状または粉状のものを扱う場合は、マスクおよび保護メガネを着用してください。	
 注意		床または壁貫通部の周囲に可燃物を置かないでください。
		耐熱シール材等のパテを扱う際は保護具を着用してください。
		金具を扱う場合は保護具を着用してください。
		特殊な環境下で使用される場合は事前にご相談ください。
		材料は貫通部以外の部分に使用しないでください。
		防水性が要求される場合は別途施工が必要となります。
ケーブルまたは配管類の支持・固定機能はありません。別途、支持・固定をしてください。		
施工完了後は工法表示ラベルを表示してください。再施工時も工法表示ラベルを更新してください。		

8. 免責事項

(1) 防火区画貫通部措置が大臣認定または消防評定通りの耐火性能を得るためには、施工品質が大変重要になります。これらを施工するにあたり、大臣認定・消防評定条件、施工方法をよくご理解いただき、施工者および建物管理者の責任において施工および維持管理していただきますようお願い致します。

(2) 以下のような場合において問題が生じた場合、弊社として責任を負いかねますのでご了承ください。

- ① 大臣認定・消防評定条件以外の施工を行った場合(個別の取り決めに依る仕様は除く)
- ② 弊社指定以外の材料を使用した場合
- ③ 本来の使用目的以外に使用した場合
- ④ 再通線・改修工事等において、不適切な施工により問題が生じた場合
- ⑤ 「安全に関するご注意」を守らなかった場合
- ⑥ 適切な維持・管理が行われていない場合
- ⑦ 通常の経年変化(使用に伴う消耗、摩耗等)、経年劣化またはこれらに伴うほこりによる仕上りの変化の場合
- ⑧ 周辺環境に起因する場合(例えば、酸性・アルカリ性のガス、異常な高温・低温・多湿、結露等)
- ⑨ 矩体の変形等、製品以外の不具合に起因する場合
- ⑩ 犬・猫・鳥・鼠・蛇等の小動物、昆虫、ツルまたは根等の植物に起因する場合
- ⑪ 犯罪、いたずら等の不法な行為に起因する場合
- ⑫ 戦争・紛争・天災、その他の不可抗力による場合(例えば、暴風・豪雨・高潮・地震・落雷・洪水・地盤沈下等)
- ⑬ 実用化されている技術では予測不可能な現象、またはこれが原因となる場合

9. その他

本施工要領書記載の内容は、製品改良等のため、お断りなく変更する場合がありますのでご了承ください。

以上